

屋外広告業の登録制度のご案内

1 登録制度について

道内（札幌市、函館市及び旭川市の区域を除く。）で屋外広告業を営もうとする方は、北海道知事の登録を受けることが必要です。登録を受けないと、北海道で営業を行うことができません。

なお、道内に複数営業所を有する事業者は、本社が複数営業所をまとめて登録してください。

※ 札幌市、函館市及び旭川市内で屋外広告業を営むためには、各市の屋外広告物条例に基づき、それぞれの市にも登録が必要となります。
（道内全域で屋外広告業を営む場合は、北海道、札幌市、函館市、旭川市の4カ所に登録が必要です。）

2 屋外広告業とは

「屋外広告業」とは、広告主等からの依頼により、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を業として行うものをいいます。

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置をしない、広告代理業や屋外広告物の印刷、製作等を行うものは、屋外広告業には該当しません。

3 登録申請手続について

(1) 登録申請先

登録申請書に必要な添付書類を添え、営業所が所在する場所を管轄する総合振興局又は振興局あて申請してください。

営業場所が全道又は複数の総合振興局若しくは振興局にまたがる場合は、主たる営業地域を管轄する総合振興局又は振興局へ申請してください。（郵送も可能です。）

（必要な添付書類は4ページを参照願います。）

(2) 業務主任者の選任

登録申請の際には、一定の資格を有する業務主任者を、道の区域で営業を行う**営業所ごと**に選任しなければなりません。（同一人が複数の営業所を兼任することはできません。）

業務主任者は、法令の遵守に関する事、広告物の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関する事、条例第22条の3に規定する帳簿の記載に関する事等の業務に関する総括を行わせなければなりません。

業務主任者となるためには、次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 屋外広告物講習会の修了者（他の都府県等の屋外広告物講習会も含む。）
- ② 国土交通大臣の登録を受けた試験機関が行う「広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験」に合格した者（屋外広告士）
- ③ 職業能力開発促進法に基づき、広告美術仕上げに関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者
- ④ 知事が①～③と同等以上の知識を有すると認定した者

(3) 登録の拒否

屋外広告業の登録に当たっては、次に掲げる事項に該当していないことが必要です。

- ① 登録申請書、添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載、重要な事実の記載が欠けているとき
- ② 登録の取消しを受けてから2年を経過しない者
- ③ 法人である屋外広告業者が登録を取り消された場合において、その処分日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者で、処分日から2年を経過しないもの
- ④ 営業停止命令を受け、その停止期間が経過しない者
- ⑤ 北海道屋外広告物条例、屋外広告物法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑥ 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が②～⑤又は⑦のいずれかに該当するもの
- ⑦ 法人の役員のうち②～⑤のいずれかに該当する者があるもの
- ⑧ 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

(4) 登録の有効期間

屋外広告業の登録有効期間は5年間です。

5年ごとに更新の登録を受けないと登録の効力はなくなります。更新の登録を受けるには、現に受けている登録の有効期間が満了する日の90日前から30日前までに更新の登録申請をしなければなりません。

(5) 屋外広告業者登録簿

登録を受けると、屋外広告業者登録簿へ登録申請書の記載事項が登録され、一般の閲覧に供されます。(インターネットによる公開も行うこととしています。)

4 登録後の義務について

(1) 標識の掲示

屋外広告業者は、道の区域で営業を行う営業所ごとに所定の標識を掲示しなければなりません(別記第14号様式の2)。

(2) 帳簿の備付け

屋外広告業者は、広告物の表示または設置の契約ごとに帳簿を作成し、これを営業所に備え置かなければなりません(別記第14号様式の3)。

帳簿は事業年度の末日で閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません。

また、帳簿には、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

○帳簿の記載事項

① 注文者の商号、名称又は氏名及び住所
② 広告物の表示又掲出物件の設置の場所
③ 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
④ 広告物又は掲出物件の表示又は設置の年月日
⑤ 契約金額

帳簿は、フロッピーディスク又はCD-ROMなど電子媒体で記録することも可能です。

5 登録事項の変更の届出について

登録事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に屋外広告業登録事項変更届出書（別記第13号様式）により、その内容を届け出なければなりません。あわせて変更事項に応じた添付書類が必要となります。

（必要な添付書類は5ページを参照願います。）

6 廃業等の届出について

屋外広告業を廃業等した場合には、その日から30日以内に屋外広告業廃業等届出書（別記第14号様式）により、その旨を届け出なければなりません。

○廃業等の届出が必要な場合

届出の理由	届出をする人
屋外広告業者が死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人
屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

7 登録の取消し・営業の停止について

屋外広告業者が次に掲げる事由に該当した場合は、登録を取り消すか、6ヶ月以内の期間を定めて、営業の全部または一部の停止を命じられることがあります。

○登録の取消し・営業の停止等が行われる場合の要件

① 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき
② 3(4)の登録の拒否要件のいずれかに該当することとなったとき
③ 登録事項の変更の届出をせず、または虚偽の届出をしたとき
④ 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき

8 罰則について

屋外広告業の登録に関し、条例に違反した場合、罰則が科せられます。

○登録に関する罰則

① 登録（更新含む）を受けないで屋外広告業を営業した場合	1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金
② 不正の手段によって登録（更新含む）を受けた場合	
③ 営業の停止命令に違反した場合	
④ 登録事項の変更届出をせず、または虚偽の届出をした場合	30万円以下の罰金
⑤ 業務主任者を選任しなかった場合	
⑥ 報告や立入検査を拒んだり妨げる等の行為を行った場合	20万円以下の罰金
⑦ 廃業の届出を怠った場合	5万円以下の過料
⑧ 標識を掲示しなかった場合	
⑨ 帳簿を備え置かなかつたり、虚偽の記載をしたり、保存しなかった場合	

屋外広告業登録（新規・更新）申請提出書類

書類の名称（様式番号）		申請者の区分			備考	根拠条項
		個人	未成年	法人		
登録申請書（別記第11号様式）		○	○	○		条例第21条の2第1項 規則第21条第1項
誓約書（別記第11号様式の2）		○	○	○	登録申請者が代表して誓約する。	条例第21条の2第2項 規則第21条第2項第1号
住民票の写し 又はこれに 代わる書面 （注）	申請者	△	△	—	「法人役員」には、 監査役は含まれません。	規則第21条第2項第4号
	法定代理人	—	△	—		
	法人役員※ （全員必要）	—	△	△		
	業務主任者	△	△	△		
登記事項証明書		△ ※商号で登録する場合で登記しているときは必要		○	登記事項証明書は、 1年以内に発行されたものに限る。 （コピーは不可）	規則第21条第2項第5号
略歴書	申請者	○	○	○	「法人役員」には、 監査役は含まれません。	規則第21条第2項第3号
	法定代理人	—	○	—		
	法人役員※ （全員必要）	—	—	○		
	業務主任者	○	○	○		
業務主任者となる資格を 証する書面の写し		○	○	○	屋外広告物講習会 修了証書など	規則第21条第2項第2号

（注） 住民票の写しは、道外に住所を有する方又は住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認を希望せず、住民票の写しの提出を希望する方のみ、提出が必要です。

※1 登録審査手数料

登録申請にあたっては、手数料として新規申請、更新申請とも1万円の収入証紙が必要です。北海道収入証紙を登録申請書に貼ってください。

北海道収入証紙は、「北海道収入証紙売りさばき所」でお求め下さい。

「北海道収入証紙売りさばき所一覧」は、北海道出納局のホームページでご覧いただけます。

（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/syoushi.html>）をご覧ください。

※2 登録申請書の様式は、北海道建設部都市計画課のホームページ

（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/tourokuannnai/annnaitop.html>）から、ダウンロードできます。

登録事項の変更の届出について

登録事項に変更があった場合は、変更があった日から 30日以内に、知事に届け出なければなりません。登録の変更の届出は、所定の変更届出書（第13号様式）とともに、変更する事項に応じた添付書類とあわせて提出してください。

○変更事項と必要な添付書類

変更事項	変更届出者の区分		根拠条項
	個人	法人	
	未成年者		
商号・名称（氏名）・所在地（住所） [法人] 代表者の氏名	①住民票の写し又はこれに代わる書面（注1） ②登記事項証明書（商号で登録する場合で登記しているときは必要。）	①登記事項証明書	規則第24条の2第2項第1号
営業所の名称・所在地	①登記事項証明書（商号で登録する場合で登記しているときは必要。）	①登記事項証明書	規則第24条の2第2項第2号
[法人] 役員の氏名	—	①登記事項証明書 ②誓約書（代表者が誓約する。） （別記第11号様式の2） ③略歴書 （別記第11号様式の3） ④住民票の写し又はこれに代わる書面（注1）	規則第24条の2第2項第3号
[未成年者] 法定代理人の氏名・住所	—	—	規則第24条の2第2項第4号
業務主任者の氏名・所属営業所の名称	①誓約書（未成年者が誓約する。） （別記第11号様式の2） ②法定代理人の略歴書（注2） （別記第11号様式の3） ③法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面（注1、注2）		規則第24条の2第2項第5号
業務主任者の氏名・所属営業所の名称	①業務主任者となる資格を証する書面 ②略歴書（別記第11号様式の4） ③住民票の抄本		規則第24条の2第2項第5号

(注1) 住民票の写しは、道外に住所を有する方又は住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認を希望せず、住民票の写しの提出を希望する方のみ、提出が必要です。

(注2) 役員（監査役を除く。）全員分の提出が必要です。申請者が未成年である場合にあっては、その法定代理人が法人である場合に提出が必要です。

※ 変更届出の様式は、北海道建設部都市計画課のホームページ

（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/tourokuannnai/annnaitop.html>）から、ダウンロードできます。

登録申請書の提出先

	住 所	電 話	
空知総合振興局 建設指導課 主査（まちづくり）	068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0069	直 通
石狩振興局 建設指導課 主査（まちづくり）	060-8558 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 （道庁別館 6 F）	011-204-5833	
後志総合振興局 建設指導課 主査（まちづくり）	044-8588 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1375	
胆振総合振興局 建設指導課 主査（まちづくり）	051-8558 室蘭市海岸町 1 丁目 4 - 1	0143-24-9595	
日高振興局 建設指導課 主査（まちづくり）	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通 5 6 号	0146-22-9291	
渡島総合振興局 建設指導課 主査（まちづくり）	041-8558 函館市美原 4 丁目 6 番 1 6 号	0138-47-9468	
檜山振興局 建設指導課 主査（まちづくり）	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町 336-3	0139-52-6630	
上川総合振興局 建設指導課 主査（まちづくり）	079-8610 旭川市永山 6 条 1 9 丁目	0166-46-5949	
留萌振興局 建設指導課 主査（まちづくり）	077-8585 留萌市住之江町 2 丁目 1 - 2	0164-42-8452	
宗谷総合振興局 建設指導課 主査（まちづくり）	097-8558 稚内市末広 4 丁目 2 - 2 7	0162-33-2959	
オホーツク総合振興局 建設指導課 主査（まちづくり）	093-8585 網走市北 7 条西 3 丁目	0152-41-0644	
十勝総合振興局 建設指導課 主査（まちづくり）	080-8588 帯広市東 3 条南 3 丁目	0155-26-9051	
釧路総合振興局 建設指導課 主査（まちづくり）	085-8588 釧路市浦見 2 丁目 2 番 5 4 号	0154-43-9194	
根室振興局 建設指導課 主査（まちづくり）	087-8588 根室市常磐町 3 丁目 2 8 番地	0153-23-6835	